

ID: 1688

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	開発許可を受けた土地における建築等の特例許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第42条第1項ただし書の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する都市計画法第42条の規定による。 (開発許可を受けた土地における建築等の制限) 第42条 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第36条第3項の公告があつた後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてではない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第88条第2項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。 2 国が行なう行為については、当該国の機関と都道府県知事との協議が成立することをもつて、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日